



# 法人会だより

瀬戸旭法人会

No.91





## ご挨拶

公益社団法人 瀬戸旭法人会

会長 水野和郎



会員の皆様方におかれましては、日頃から法人会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和2年は年明けとともに、中国を発生源とする新型コロナウイルスの感染拡大が我が国においても始まり、終息の見通しが立たない状況にあります。世界中に感染が広まり東京オリンピックが延期となり、新しい生活様式の中でのウイルスとの共存が始まりました。

このような中で諸外国との人及び物の動きが縮小し、我が国の経済にも大きな影響が出ています。

国内経済の活性化を目的として始まったインバウンド事業での外国人旅行客の激減、グローバル化されたサプライチェーンへの不安、製造業の操業率の低下など、リーマンショックを超える状況と言われ、企業を経営する皆様方にとっては今までに経験したことがない困難な事象が数多く発生しています。

外国人旅行客の激減は、観光に携わる事業者のみならず、幅広い事業者へ影響を与えています。サプライチェーンは、中国に製造業が集中したことにより、マスク不足や色々な製品に使用される部品の調達困難などの状況を生み、製造業の国内回帰の必要性が議論されました。

また、世界規模での感染による経済の減速から製造業の操業率の低下も発生しています。

現在の状況は、新型コロナウイルスに対するワクチンが完成し終息するまでの数年は続くものと考えられ、経済への影響は予測が難しく、企業においては万一への備えとして内部留保を充実させる必要があります。

次に、温暖化の進行による気候変動の問題があります。6月にはロシアの永久凍土地帯

で最高気温38度というニュースが流れました。永久凍土が溶けると、新たな感染症が生まれる可能性や、二酸化炭素とメタンが排出され温暖化が促進されるなど、様々な影響を与えるそうです。

国内では、梅雨の終わりになると、毎年のように各地で豪雨が起き大きな被害をもたらしたとの報道がされています。異常気象は常態化し、温暖化の原因である二酸化炭素の排出を各国が制限しつつありますが、今後の対策には、より緊急性が求められると思います。

法人会の活動は講演会や研修会等、人が集まって行う行事が多く、現在の状況下では、今までのような活動は困難と考えられ、本年度は「三密対策」を講じつつ税務当局、他の団体等のご協力を得ながら無理のないように行ってまいりたいと考えています。

今回の会報では、国、県市等が行っています新型コロナに関する各種支援策について掲載をさせていただきましたので参考とさせていただきます。

残暑が厳しい中、会員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染予防に努めながら、お体に十分気を付けていただき企業経営に取り組んでいただきたいと思います。

今後とも、皆様方のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



R2.7.17 新署長表敬訪問

## 着任のご挨拶

尾張瀬戸税務署長 仲里 康徳



公益社団法人瀬戸旭法人会の会員の皆様におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げますとともに、日頃から税務行政全般にわたり、深い御理解と格別の御協力を賜り、心から御礼申し上げます。

この度の定期人事異動により、財務省大臣官房付（直前は在アルゼンチン日本大使館に勤務）から尾張瀬戸税務署長を拝命いたしました仲里でございます。足立前署長同様よろしくお願い申し上げます。

私は国税の仕事が初めてであり、東海地方の勤務は初めてとなりますが、昨年6月に植樹祭が開催されるなど豊かな自然に恵まれ、今、活躍をされている藤井聡太七段の出身地でもある全国的にも注目を集めておりますこの地に勤務できることを大変うれしく思っております。

瀬戸旭法人会におかれましては、昭和27年に創立されて以来68年余りの活動の歴史と伝統を活かし、常によき経営者をめざすものの団体として、適正な申告納税制度の確立と納税意識高揚に努め、企業経営及び地域社会の健全な発展に取り組んでこられました。

特に地域イベントにおける「税金クイズ」、「税金ウルトラクイズ&税金大声コンテスト」、新小学一年生に税に関する情報を掲載した「連絡帳」の配布、「租税教室」への講師派遣や昨年よりスタートされた小学6年生を対象とした

「税に関する絵はがきコンクール」などの多くの租税教育活動を行っていただいているほか、「手縫い雑巾」の寄贈などの社会貢献活動を積極的に展開されていると伺っており、大変心強く感じております。これもひとえに、役員の皆様をはじめ会員の皆様の永年にわたる御尽力に深く敬意を表する次第でございます。

さて、現在の国内外では新型コロナウイルス感染症による様々な影響により、非常に困難な状況に直面しており、税制面においては申告期限延長や納税猶予など厳しい状況に置かれている納税者の方への対応を行っているほか、緊急経済対策における措置も講じております。これら納税者の方が行う手続きは自宅等からインターネットでの提出が可能ですので、手続きを行われる際は是非御利用いただきますようお願い申し上げます。このような困難な状況の先行きは不透明ですが、このような時こそ、税の良き理解者であり、地域経済をけん引されている法人会の皆様との連携・協調関係をより一層強固にしていきたいと思いますと考えておりますので、私どもの取組に御理解をいただきますとともに、御支援をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人瀬戸旭法人会のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

## 離任の御挨拶

前尾張瀬戸税務署長 足立 直行



この度の定期人事異動により、名古屋派遣次席国税庁監察官へ異動となりました。

昨年7月に着任以来、一年間という短い期間ではございましたが、公益社団法人瀬戸旭法人会の皆様には、税務行政に対する深い御理解と多大なる御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

振り返りますと、会員の皆様とはこの一年間、様々な機会を通じて、多くの貴重な御意見を拝聴し、親しくお付き合いさせていただきました。私にとっては忘れることのできない良き思い出です。

しかしながら、本年の年明けから新型コロナウイルス感染症の影響により、例年通りの会活動を行うことが困難になり、私も会員の皆様とお会いする機会が少なくなりましたことが非常に心残りです。

新型コロナウイルス感染症の影響はまだ予断を許さない状況ではありますが、1日でも早く収束し、社会経済が元気を取り戻すことを願っております。

瀬戸旭法人会の皆様におかれましては、このような状況の中でも、これまで築き上げてこられました良き伝統をもとに、法人会活動を通じまして、地域社会の発展のために御尽力いただきますとともに、税務行政に対しまして、引き続きお力添え賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、瀬戸旭法人会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、離任のあいさつとさせていただきます。

一年間、お世話になり、本当にありがとうございました。

令和2年5月28日

# 第46回通常総会

於／瀬戸信用金庫本部 エンゼルホール



## 新型コロナウイルス感染予防をしながら

5月28日（木）午後2時から瀬戸信用金庫エンゼルホールにおいて、（公社）瀬戸旭法人会第46回通常総会が開催された。今回は新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、極力委任状での出席を依頼する中での開催となりました。

足立尾張瀬戸税務署長をご来賓としてお迎えし、来賓を含め30数名での開催となり、350席超の会場で3密を避けるため席の間隔を大きく空けて行いました。

はじめに水野会長から、新型コロナウイルスの感染が経済全体に多大な影響を与えることへの懸念が伝えられたのち、活動報告がされ、日頃の会員各位の活動に対して謝意が述べられた。

来賓紹介のあと、議案の審議に入り、「令和元年度決算承認の件」の議案が原案どおり承認可決された。

引き続き、「令和元年度事業報告」・「令和2年度事業計画及び収支予算」が報告された。

続いて、足立署長から祝辞を頂戴して総会を無事終了しました。

## 連絡帳寄贈

瀬戸市、尾張旭市の新小学1年生を対象に寄贈を始めて31回目となりました。



R2. 3. 26 瀬戸市役所



R2. 2. 20 尾張旭市役所

令和元年度 正味財産増減計算書 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで (単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
<b>基本財産運用益</b>	1,401	1,400	1
基本財産受取利息	1,401	1,400	1
<b>受取会費</b>	17,400,750	17,772,000	-371,250
正会員受取会費	17,285,750	17,669,000	-383,250
特別会員受取会費	115,000	103,000	12,000
<b>事業収益</b>	2,299,627	3,156,081	-856,454
研修事業収益	157,000	113,000	44,000
広報事業収益	231,025	436,725	-205,700
福利厚生事業収益	243,902	360,796	-116,894
会員親睦事業収益	1,667,700	2,245,560	-577,860
<b>受取補助金等</b>	13,486,600	12,708,700	777,900
受取県連補助金	1,973,000	1,776,000	197,000
受取全法連助成金	150,000	150,000	0
受取全法連助成金振替額	11,323,600	10,750,700	572,900
会員増強支援(報奨金)	40,000	32,000	8,000
<b>受取負担金</b>	1,758,500	1,786,000	-27,500
青年部会受取負担金	500,000	563,000	-63,000
女性部会受取負担金	412,500	422,000	-9,500
ビジネス交流部会受取負担金	192,000	192,000	0
陶商部会受取負担金	99,000	108,000	-9,000
建設業部会受取負担金	135,000	141,000	-6,000
正副会長受取負担金	420,000	360,000	60,000
<b>雑収益</b>	653,856	2,169,813	-1,515,957
受取利息	639	770	-131
雑収益	653,217	2,169,043	-1,515,826
<b>【経常収益計】</b>	35,600,734	37,593,994	-1,993,260
(2) 経常費用			
<b>事業費</b>	28,218,685	30,717,330	-2,498,645
役員報酬	3,060,000	2,550,000	510,000
給料手当	4,309,500	4,156,500	153,000
退職年金掛金	462,468	448,800	13,668
福利厚生費	917,966	815,371	102,595
会議費	5,673,168	6,856,595	-1,183,427
旅費交通費	2,333,599	3,280,217	-946,618
通信運搬費	829,559	1,345,255	-515,696
消耗品費	1,068,819	1,575,477	-506,658
印刷製本費	1,426,333	1,477,944	-51,611
賃借料	1,445,340	1,673,136	-227,796
諸謝金	2,471,150	2,595,791	-124,641
租税公課	89,600	89,900	-300
支払負担金	1,181,800	1,048,700	133,100
委託費	2,029,772	1,796,122	233,650
会場費	207,632	230,908	-23,276
広告宣伝費	173,918	202,556	-28,638
表彰費	39,380	0	39,380
リース料	217,220	208,891	8,329
支払手数料	130,608	128,209	2,399
雑費	150,853	236,958	-86,105
<b>管理費</b>	4,510,214	4,974,825	-464,611
役員報酬	540,000	450,000	90,000
給料手当	760,500	733,500	27,000
退職年金掛金	81,612	79,200	2,412
福利厚生費	161,994	143,889	18,105
会議費	330,427	290,173	40,254
旅費交通費	109,365	125,009	-15,644
通信運搬費	560,398	327,403	232,995
減価償却費	85,002	0	85,002
消耗品費	384,964	741,103	-356,139
印刷製本費	512,227	719,577	-207,350
賃借料	255,060	293,544	-38,484
諸謝金	16,705	48,600	-31,895
支払負担金	267,350	269,400	-2,050
委託費	208,112	375,539	-167,427
広告宣伝費	37,500	99,013	-61,513
渉外慶弔費	33,430	64,244	-30,814
表彰費	74,330	134,666	-60,336
リース料	38,332	36,863	1,469
支払手数料	30,242	18,914	11,328
雑費	22,664	24,188	-1,524
<b>【経常費用計】</b>	32,728,899	35,692,155	-2,963,256
評価損益等調整前当期経常増減額	2,871,835	1,901,839	969,996
<b>【評価損益等計】</b>	0	0	0
当期経常増減額	2,871,835	1,901,839	969,996
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
<b>【経常外収益計】</b>	0	0	0
(2) 経常外費用			
<b>【経常外費用計】</b>	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	2,871,835	1,901,839	969,996
一般正味財産期首残高	39,750,934	37,849,095	1,901,839
一般正味財産期末残高	42,622,769	39,750,934	2,871,835
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	0	0	0
基金期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	42,622,769	39,750,934	2,871,835

# 令和2年度事業計画 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

## I 基本方針

公益社団法人瀬戸旭法人会は、会員相互の緊密な連携のもとに、法人会の基本的指針に基づき、よき経営者をめざすものの団体として、適正な申告納税制度の確立と納税意識高揚に努め、地域社会との共生を目指して、租税教育の推進を図るなど社会貢献活動を積極的に展開し、企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

また、公益社団法人として法人会本来の目的をみつめながら、従来の運営方針、活動内容を見直し、公益性の高い事業活動の一層の充実を図る。

## II 事業計画

### 1. 組織の維持・強化と財政基盤の充実

組織の維持・強化と財政基盤の充実については、法人会の最重要課題として、その再構築に取り組んでいる。会員の減少傾向が続く中、役員による会員増強月間を設け加入勧奨活動を創意工夫して実施し組織の維持に努める。また、受託保険会社とも密接な連携を図り、両者が一体となって福利厚生制度の充実を図り、財政基盤の充実に努める。

### 2. 税知識の普及を目的とする事業

企業経営の健全化並びにその発展向上に資するため、税務、経営等に関する研修会及び講演会等の事業活動を積極的に行う。

#### (1) 税務研修会

時宜に合わせて税制改正の解説や自主点検チェックシートの活用、税務調査のポイントなど、税知識の普及に関する研修会や講演会を開催する。

#### (2) 決算期別説明会

法人税、消費税等の適正な申告を納税者が行うために必要な決算申告の実務上のポイントや税制改正に関する知識の普及に関する説明会を決算期別に開催する。

#### (3) 大規模法人税務研修会

大規模法人を中心に、名古屋国税局の担当官や署の担当官による税知識の普及を目的とする研修会や講演会を開催する。

#### (4) 税制講演会

税金は、非常に身近なものであるにも関わらず、複雑かつ難解で、敷居が高いと感じる納税者が多いため、尾張瀬戸税務署の署長や、担当官などによる税をテーマにした講演会を開催し、税知識の普及を図る。

### 3. 納税意識の高揚を目的とする事業

税を身近なものに感じてもらう機会を与えるとともに、次代を担う子供たちに税の大切さと正しい税への関心を高めるための租税教育事業を行い、納税意識の高揚に努める。

#### (1) 地域イベントにおける税金クイズ等の租税教育活動

#### (2) 小学生を対象に「税金ウルトラクイズ」&「税金大声コンテスト」を開催する。

#### (3) 税に関する情報を掲載したパンフレット・れんらく帳などの配布

#### (4) 地元ラジオ局を活用して税金講座を放送。

#### (5) 租税教室への講師派遣

#### (6) 「税に関する絵はがきコンクール」の開催。

#### (7) 税に関する習字等の作品展の共催

### 4. 税制及び税務に関する調査並びに提言に関する事業

当会会員を中心にアンケート調査を行い、税制及び税務に関する提言を取りまとめ、一般社団法人愛知県法人会連合会を通じて公益財団法人全国法人会総連合に上申する。税制及び税務に関する提言は、すべての法人企業及び個人に関連した内容となっており、税務行政の円滑な執行に寄与し、もって国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業を行う。

### 5. 地域企業の健全な発展に資する事業

#### (1) 経済・経営講演会

地域経済の中核を担う地域企業の健全な発展を図るためには、常に国内外の経済情勢の動向に注意を怠らないうで、その変化に対応する適切な施策を検討することが肝要となるため、地域企業の経営者等に対して経済・経営・時事問題の精通者を招き、経済・経営講演会の機会を提供する。

#### (2) 地域企業向け実務研修会

地域企業の健全な発展に資するパソコン教室等の研修会を開催する。

#### (3) 企業施設見学会

地域企業が自らの企業経営に有益な企業やその工場又は施設を見学する機会を提供することで、地域企業の健全な発展、地域経済の活性化に資することを目的として企業施設見学会を行う。

### 6. 地域社会への貢献を目的とする事業

#### (1) 健康、文化及び芸術等に関する講演会及び研修会

地域企業や地域住民を対象として、健康、文化や芸術等に関する講演会や研修会を企画・運営し、講演や研修の機会を提供することを通じて、地域社会への貢献を目的とする。

#### (2) コミュニティラジオ放送

コミュニティラジオFM局「RADIO SANQ」が尾張瀬戸税務署管内の小・中学校をインタビュー方式で紹介している「学校大好き」という番組の企画に関わり、小・中学生の作文や各学校の取組みや特色を紹介し、地域の学校や生徒・児童の魅力地域住民に伝えることを通じて、地域社会への貢献を目的とする。

#### (3) 手縫い雑巾寄贈のボランティア活動

当会女性部会員が中心となって、手縫いで雑巾を作製して瀬戸市役所、尾張旭市役所を通じて福祉施設へ寄贈する。自発的なボランティア活動を通じ地域社会への貢献を図る。

### 7. 広報事業

広報誌「法人会だより(瀬戸旭法人会)」において、税に関する情報の適宜掲載や公益目的事業(研修会・講演会等)の活動報告を掲載し、情報発信を行う。

### 8. 会員の福利厚生等に資する事業

(1) 保険事業 (2) 福利厚生事業 (3) 広告事業

### 9. 会員の交流に資するための事業

会員支援のために、会員間の情報交換や相互の親睦事業などを行う。

令和2年度 収支予算書 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで (単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
<b>基本財産運用益</b>	1,500	1,500	0
基本財産受取利息	1,500	1,500	0
<b>受取会費</b>	16,950,000	17,300,000	-350,000
正会員受取会費	16,800,000	17,150,000	-350,000
特別会員受取会費	150,000	150,000	0
<b>事業収益</b>	2,550,000	2,800,000	-250,000
研修事業収益	120,000	100,000	20,000
広報事業収益	250,000	250,000	0
福利厚生事業収益	180,000	250,000	-70,000
会員親睦事業収益	2,000,000	2,200,000	-200,000
<b>受取補助金等</b>	13,346,300	13,246,600	99,700
受取県連補助金	1,766,000	1,773,000	-7,000
受取全法連助成金	11,230,300	11,323,600	-93,300
受取全法連助成金	350,000	150,000	200,000
<b>受取負担金</b>	1,750,000	1,711,000	39,000
青年部会受取負担金	490,000	550,000	-60,000
女性部会受取負担金	420,000	300,000	120,000
ビジネス交流部会受取負担金	180,000	192,000	-12,000
陶商部会受取負担金	105,000	111,000	-6,000
建設業部会受取負担金	135,000	138,000	-3,000
正副会長受取負担金	420,000	420,000	0
<b>雑収益</b>	801,000	1,301,000	-500,000
受取利息	1,000	1,000	0
雑収益	800,000	1,300,000	-500,000
<b>【経常収益計】</b>	35,398,800	36,360,100	-961,300
(2) 経常費用			
<b>事業費</b>	29,315,350	29,996,050	-680,700
役員報酬	3,060,000	3,060,000	0
給料手当	4,462,500	4,309,500	153,000
退職年金掛金	489,600	469,200	20,400
福利厚生費	1,020,000	833,000	187,000
会議費	5,778,400	6,365,000	-586,600
旅費交通費	2,929,000	2,659,000	270,000
通信運搬費	1,209,800	864,800	345,000
減価償却費	72,250	0	72,250
消耗品費	1,622,400	1,407,000	215,400
印刷製本費	1,504,000	1,412,400	91,600
賃借料	1,489,200	1,615,000	-125,800
諸謝金	2,000,000	2,420,000	-420,000
租税公課	92,000	91,000	1,000
支払負担金	906,500	1,148,750	-242,250
委託費	1,541,000	2,061,000	-520,000
会場費	219,000	249,000	-30,000
保険料	6,000	0	6,000
広告宣伝費	230,000	357,500	-127,500
リース料	231,200	231,200	0
表彰費	187,500	61,200	126,300
支払手数料	170,000	238,000	-68,000
雑費	95,000	143,500	-48,500
<b>管理費</b>	5,003,750	5,164,150	-160,400
役員報酬	540,000	540,000	0
給料手当	787,500	760,500	27,000
退職年金掛金	86,400	82,800	3,600
福利厚生費	180,000	147,000	33,000
会議費	500,000	700,000	-200,000
旅費交通費	120,000	180,000	-60,000
通信運搬費	320,000	396,000	-76,000
減価償却費	12,750	0	12,750
消耗品費	657,500	452,000	205,500
印刷製本費	481,000	475,000	6,000
賃借料	262,800	285,000	-22,200
支払負担金	267,500	275,250	-7,750
委託費	500,000	480,000	20,000
広告宣伝費	30,000	52,500	-22,500
渉外慶弔費	150,000	150,000	0
表彰費	22,500	82,800	-60,300
リース料	40,800	40,800	0
支払手数料	30,000	42,000	-12,000
雑費	15,000	22,500	-7,500
<b>【経常費用計】</b>	34,319,100	35,160,200	-841,100
評価損益等調整前当期経常増減額	1,079,700	1,199,900	-120,200
<b>【評価損益等計】</b>			
当期経常増減額	1,079,700	1,199,900	-120,200
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
<b>【経常外収益計】</b>	0	0	0
(2) 経常外費用			
<b>【経常外費用計】</b>	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,079,700	1,199,900	-120,200
一般正味財産期首残高	40,950,834	39,750,934	1,199,900
一般正味財産期末残高	42,030,534	40,950,834	1,079,700
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	11,230,300	11,323,600	-93,300
受取全法連助成金	11,230,300	11,323,600	-93,300
一般正味財産への振替額	-11,230,300	-11,323,600	93,300
一般正味財産への振替額	-11,230,300	-11,323,600	93,300
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	0	0	0
基金期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	42,030,534	40,950,834	1,079,700



# 令和元年度 感謝状及び表彰状受賞者名簿

## 会長表彰状受賞者名簿

### 1 表彰規定第1条・第3条・第4条該当

(敬称略・支部別・50音順)

氏 名	法 人 名	表 彰 理 由	支 部 名
赤 川 和 夫	(有) 清 文 堂	永年会運営に尽力大	旭 西
上 野 義 規	(株) 上 野 商 店	〃	旭 西
鈴 木 善 子	(有) ア ー ト 旭	〃	旭 西
粟 根 康 臣	(株) 双 和	〃	旭 東
池 田 豊	(有) 池 田 電 気	〃	本 地
山 本 滋 郎	(株) 山 鉄	〃	本 地
加 藤 定 江	(医) フ ァ ミ リ ア	〃	効 範 西
東 典 弘	(株) マ ル イ チ	〃	水 北
長谷川 治 夫	(株) 加 藤 商 会	〃	長 根
井 上 英 康	(株) フ レ ン ド 不 動 産	〃	幡 山 東
鈴 木 伸	(株) 伸 栄 不 動 産	〃	幡 山 東

## 会長表彰状受賞者名簿

### 1 表彰規定第7条該当

(敬称略)

氏 名	法 人 名	表 彰 理 由	支 部 名
市 川 匡 代	大同生命保険(株)名古屋支社	福利厚生制度に功績顕著	保険会社
田 中 由 子	〃	〃	〃
渡 邊 蕾	〃	〃	〃

### 【全法連功労者表彰受賞者】

(敬称略)

氏 名	法 人 名	支 部 名
中 島 達 夫	(株) 瀬 戸 豊 栄 家 電	陶 原
若 杉 栄 克	若 尾 鉄 工 建 設 (株)	効 範 東
三 浦 廣 久	(公社) 瀬 戸 旭 法 人 会	事 務 局

### 【県連会長表彰受賞者】

(敬称略)

氏 名	法 人 名	支 部 名
刑 部 祐 介	(有) マ ル 美 オ サ カ ベ	効 範 西
坂 田 豊 樹	(株) 坂 田 酒 販	本 地
佐 藤 基	品 野 セ ラ ミ ッ ク タ イ ル 工 業 (株)	品 野

## 令和2年度 執行部役員

敬称略・50音順

	氏 名	法 人 名	担当委員会
会 長 (代表理事)	水 野 和 郎	瀬 戸 信 用 金 庫	
副 会 長	加 藤 勝 之	勝 野 窯 業 原 料 (株)	総 務 委 員 長
〃	加 藤 陽 太 郎	ヤ マ キ 電 器 (株)	組 織 委 員 長
〃	酒 井 益 幸	(株) ミ ノ カ ン	事 業 委 員 長
〃	坂 田 豊 樹	(株) 坂 田 酒 販	税 制 委 員 長
〃	服 部 正 勝	(株) 高 砂 ベ ル シ ュ	厚 生 委 員 長
〃	牧 治	陣 屋 丸 仙 窯 業 原 料 (株)	広 報 委 員 長
専 務 理 事	三 浦 廣 久	(公 社) 瀬 戸 旭 法 人 会	
常 任 理 事	青 山 稔	青 山 硝 子 (株)	広 報 副 委 員 長
〃	刑 部 祐 介	(有) マ ル 美 オ サ カ ベ	厚 生 副 委 員 長
〃	加 藤 恵 三	瀬 戸 総 合 卸 売 市 場 (株)	事 業 副 委 員 長
〃	清 水 伸 裕	信 和 建 設 (株)	広 報 副 委 員 長
〃	成 田 昌 臣	(株) 成 田 製 陶 所	総 務 副 委 員 長
〃	水 谷 恭 子	(株) マ イ テ ィ ミ ズ タ ニ	厚 生 副 委 員 長
〃	横 山 昭 治	秋 田 建 設 (株)	組 織 副 委 員 長
〃	若 杉 福 雄	丸 五 運 送 (株)	事 業 副 委 員 長

### 顧問・相談役

	氏 名	法 人 名	
顧 問	伊 藤 健 一	(株) 東 興 不 動 産	
相 談 役	杉 山 仁 朗	富 士 特 殊 紙 業 (株)	

## 役員名簿

理事

太字は支部長（敬称略）

支部名	氏名	法人名	支部名	氏名	法人名
旭西	江尻 秀雄	山秀建設(株)	水北	浅田 主男	(株)浅田電機商会
	鈴木 政臣	(有)アート旭		加藤 雅人	(株)國富
	米谷 雅弘	(株)ハウスウッディワン		杉山 真一郎	富士特殊紙業(株)
	三宅 郁馬	(有)三宅建設		堀 雄三	(株)マルイチ
旭中	黒川 國夫	(有)黒川新聞店	瀬戸東	岡村 肇	岡村管工業(株)
	酒井 益幸	(株)ミノカン		加藤 陽太郎	ヤマキ電器(株)
	花村 利光	(有)花村新聞店		加藤 真弘	山甚大学鋁山(株)
	水野 幸彦	丸み産業(資)		山中 直人	(株)山磯
旭東	秋田 智司	(株)ヒカリ商事	陶原	山本 英雄	中部電磁器工業(株)
	佐橋 家隆	(株)山寿セラミックス		中島 達夫	(株)瀬戸豊栄家電
	横山 昭治	秋田建設(株)		藤田 豊秋	(株)藤田石油建材店
瑞鳳	菅沼 正壽	(株)池田工務店	道泉	梶田 重克	(資)梶田絵具店
	森 篤志	(株)高千代熱学社		水野 義朗	ミツワ印刷(株)
本地	唐井 修治	(有)タイヤボックス	東明	井上 博	富士石膏(株)
	坂田 豊樹	(株)坂田酒販		加藤 勝之	勝野窯業原料(株)
	服部 正勝	(株)高砂ベルシュ		成田 昌臣	(株)成田製陶所
	山田 文明	(株)やまぜん		牧 治	陣屋丸仙窯業原料(株)
効範西	池内 光夫	愛知鋁業(株)	長根	加藤 正博	(有)立日窯菊陶園
	刑部 祐介	(有)マル美オサカベ		藤井 源成	藤井鋁業(株)
	若杉 福雄	丸五運送(株)		浅野 政司	東海設備工業(株)
効範東	中野 昭雄	(株)瀬戸陶芸社	幡山西	青山 稔	青山硝子(株)
	若杉 栄克	若尾鉄工建設(株)		横山 昌春	(有)サン・ライフ
品野	佐藤 基	品野セラミックタイル工業(株)	幡山東	奥田 桂	(株)こだま
	島倉 淳	(有)竹堂園		清水 伸裕	信和建設(株)
	波多野 克己	(有)東陽設備工業		矢野 明人	(有)401Kコンサルティングリサーチ
水南	増岡 順	増岡窯業原料(株)	幡山東	加藤 一夫	(有)カトウ測量設計
	伊勢谷 努	聖新陶芸(株)		加藤 恵三	瀬戸総合卸売市場(株)
	大橋 孝志	(有)マルニ運輸		鈴木 伸	(株)伸栄不動産
	水野 和郎	瀬戸信用金庫		関島 文雄	(株)関電工事

青年	大澤 健一	瀬戸チップ工業(株)	建設業	浅野 政司	東海設備工業(株)
	陣矢 幸司	(株)ホンジン自動車	ビジネス交流	河村 隆仁	ヤマキ電器(株)
女性	大野 定子	(有)ジュエリーおおの	陶商	大橋 正之	(株)セラミックジャパン
	鈴木 昌子	丸ス釉薬(資)	調査部	堀田 貴史	豊精密工業(株)
	水谷 恭子	(株)マイティミズタニ	事務局	三浦 廣久	(公社)瀬戸旭法人会

\*建設業部会長は、長根支部支部長を兼ねる

監事

本地	祖父江 仁	(株)祖父江造園	瀬戸東	大竹 泉	オオタケセラム(株)
品野	坂元 生嗣	(有)坂元機械製作所			

## 支部評議員名簿

(敬称略・法人50音順)

支部名	氏名	法人名	支部名	氏名	法人名
旭西	宮永 竜次	宮永電設(株)	旭西	若杉 光和	(有)東和ダイス製作所
	長江 康紀	(株)フローリストみぎ		田島 敬二	アサヒ開発(株)
	若杉 満	あいち尾東農業(協)尾張旭支店		大川 将史	大川産業(株)
	武田 義康	(有)タケダ造園		上野 義規	(株)上野商店
	赤川 和夫	(有)清文堂		鈴木 善子	(有)アート旭

支部名	氏 名	法 人 名	支部名	氏 名	法 人 名
旭 中	成 山 英 雄	成山興産(株)	陶 原	鈴 木 敏 志	(資)山半鈴木商店
	柴 田 学	(有)ドリームワン柴田		加 藤 大 典	(株)山精
	成 瀬 範 恭	(株)さもと		矢 野 哲 也	矢野電産(株)
	岩 崎 巖	(株)イワサキ		小 出 博 史	(株)栄興電器工業所
	栗 田 洋 子	(有)コスモス		水 野 公 平	(有)東邦製陶所
	三代川裕美	(有)三代川家具製作所		杉 本 政 隆	瀬戸信用金庫十三橋支店
	谷 口 洋 二	(有)セイホウ自動車		浅 見 修 司	瀬戸理化陶業(株)
旭 東	名 倉 洋 二	太榮(株)尾張旭工場	道	鳥 居 信 也	瀬戸信用金庫栄町支店
	秋 田 昌 彦	(株)大友建設		齊 藤 清 仁	齋藤陶苑(資)
	渡 辺 政 男	(株)シージーエス		鈴 木 忠	(有)スズカ
	高 木 幸 男	(有)リースキン和幸		板 倉 光 宏	(資)ヤマク板倉商店
	高 島 昇	タカコー(株)		市 川 和 保	(株)イチカワ
	栗 根 康 臣	(株)双和		梅 村 勲	(有)丸鍊梅村商店
水 南	村 井 雅 仁	村井工業(株)	泉	加 藤 庄 平	(有)丸窯製陶所
	梅 村 治 康	(株)マルウメ		加 藤 仁	(株)窯神鋳山
	鍋 嶋 洋 行	大橋運輸(株)		山 本 修	(株)日本堂
	高津美年生	(株)ガスライフ		瀧 尾 信 夫	(株)カラー
水 北	森 宜 兼	(資)丸ニハ丹羽商店	幡 山 西	梅 村 幸 夫	窯神製陶(株)
	江 尻 大 丸	(株)エジリー		井 上 鎮	(株)井上化成
	杉 山 大 介	杉山重工(株)		長 谷 川 敬	丸善運輸(株)
	加 藤 幹 長	(資)丸か特殊陶業		大 澤 佳 史	(有)大澤金型製作所
	北 澤 恒 行	(株)赤羽コンクリート		青 山 和 成	(株)サンセイ
	加 藤 隆 広	(株)加藤工務店		水 野 孝 二	(株)南谷製作所
	日 南 田 征 達	(有)アクトオフィスコンサルタント		加 藤 洋	瀬戸ガス(株)
	石 坂 海 洲 雄	(有)アイケーライフ		加 藤 誠	(株)加藤螺子製作所
	谷 具 樹	(株)フォノン明和		加 藤 加 須 美	カトー建材工業(株)
	磯 村 國 義	(資)麦山		小 崎 修	(有)オザキ
瑞 鳳	櫻 井 五 六	(有)さくらい	幡 山 東	福 嶋 豊	でんきPAL池田瀬戸店
	加 藤 一 男	(株)加藤力一商店		井 上 英 康	(株)フレンド不動産
	坪 井 矩 昭	(有)坪井化成		浅 野 政 司	東海環境(株)
	佐 藤 勝 美	(株)協和工務店		加 藤 一 平	三洋電陶(株)
瀬 戸 東	溝 渕 有 一	兼翔建設(株)	品 野	坂 本 理 恵	あいち尾東農業(協)瀬戸支店
	加 藤 宣 之	中愛(株)		高 木 喜 由	藤喜運輸(株)
	渡 辺 和 行	渡辺電機窯業(資)		杉 山 敏 秋	杉山建設(有)
	古 池 馨	(株)愛龍社		柴 田 義 宣	(資)山善
	安 藤 鐘 八 郎	(株)古瀬戸陶土		太 田 錠 治	(有)松月園製陶所
	近 藤 博 資	(有)小松屋商店		中 根 照 昌	中根製型(株)
	松 原 和 重	山マ松原陶器(有)		長 江 延 郎	丸鎌陶器(有)
	坂 田 隆	(名)坂田商店		加 藤 愛 代	(有)品野衛生社
	片 岡 俊 一	(資)イシン金属工作所		森 久 一 兵	(株)森久学園
	青 山 隆	(有)瀬戸電機製作所		加 藤 吉 彦	(有)丸利加藤陶器
長 根	中 村 利 弘	(株)鯛利商店	本 地	大 澤 信 也	大沢陶器(資)
	湯 浅 ま さ 子	(有)京屋		波 多 野 政 子	(有)東陽設備工業
	大 原 道 夫	(株)イトー急行		山 本 滋 郎	(株)山鉄
	佐 野 嘉 昭	(株)佐野螺子製作所		池 田 豊	(有)池田電気
	村 瀬 忠 春	村瀬石油(株)		坂 英 雄	(有)坂新聞店
	大 竹 一 義	大竹産業(株)		町 田 紀 代 子	(医)本地ヶ原クリニック
	秋 田 守 彦	同和商事(株)		加 藤 十 四 朗	(有)泉商会
	柴 田 英 雄	八幡工業(株)		堤 智	帝国商事(株)
	田 中 靖 達	(株)タナカポンプ		山 本 修 治	(資)双葉製陶所
	長 谷 川 治 夫	(株)加藤商会		中 島 仁	信栄商事(株)
東 明	伊 藤 英 彦	(株)共栄会館	效 範 西	高 木 和 志	(有)松屋自動車
	原 田 育 典	(有)原田バッテリー工業		野 田 英 男	(資)野田モータース
	松 原 文 幸	(株)マツバラ		加 藤 定 江	(医)ファミリアゆうデンタルクリニック
	加 藤 捷	(有)三陶		青 山 好 幸	青山電陶(株)
	加 藤 正	(資)六兵衛製陶所		石 川 かつ 子	石川石油(株)
	加 藤 峰 男	セトクラフト(株)		石 川 一 志	(税)ちゅうぶ税経
加 藤 雅 保	(有)アカズセラム	效 範 東	谷 口 元 之	瀬戸製土(株)	
山 口 記 由	(株)銭屋鋼産				
山 口 正 樹	(有)ドリーム				

# 会の動き (本部)

R2. 1. 23 第1回事業委員会  
瀬戸商工会議所 出席者 8名



R2. 1. 30 令和元年度 社長研修会  
エンゼルホール 出席者 会員 160名・一般 100名



会長挨拶



尾張瀬戸税務署長挨拶

— 講演会 —  
「采配～俺流才能の育て方、  
伸ばし方～」  
講師：野球評論家  
落合 博満 氏



— 研修会 —  
「消費税・適格請求書等保存方式について」  
講師：尾張瀬戸税務署 法人課税第一部門  
上席国税調査官 仲島 監一 氏

令和元年度 パソコン教室 瀬戸商工会議所  
R2. 2. 13 会員6名、R2. 2. 20 会員6名、R2. 2. 27 会員7名  
応募者が多く、定員厳守のためお断りした方もあり申し訳ありませんでした。



決算期別説明会  
R2. 2. 17 瀬戸商工会議所 出席者 22名  
5月は中止。消費税軽減税率制度の研修も併せて実施。



R2. 2. 26 令和元年度 第3回理事会  
瀬戸商工会議所 出席者 38名



# 会の動き (本部・部会)

R2. 4. 2 税制委員会  
瀬戸商工会議所 出席者 4名



R2. 5. 28 第46回通常総会  
エンゼルホール 出席者 会員 28名  
新型コロナウイルス感染予防のため  
極力委任状での出席をお願いしました。



R2. 1. 14 瀬戸市立萩山小学校



R2. 1. 22 瀬戸市立下品野小学校



R2. 2. 26 尾張旭市立東栄小学校

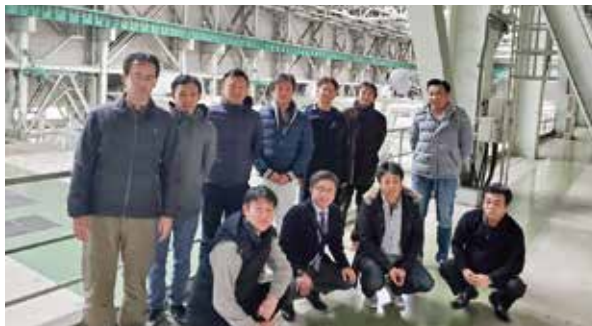


女性部会  
租税教室



R2. 1. 24 ビジネス交流部会例会  
「セクハラ・パワハラと企業のリスク」  
講師：弁護士法人 瀬戸旭法律事務所  
弁護士 水野 秀志 氏  
瀬戸商工会議所 出席者 10名

R2. 1. 25 青年部会 資質向上事業  
「川越電力館テラ46」見学 車中税務研修 出席者 13名



# 会の動き (部会・支部)

## R2. 2. 15 青年部会

会員交流：ゴルフコンペ  
 (品野台カントリークラブ) 出席者 7名  
 会員拡大：(さもと館) 出席者 11名



## R2. 2. 19 第37回大規模法人経営者国税局長講演

ウェスティンナゴヤキャッスル 出席者 5名  
 「我が国の財政と税務行政の展望」  
 講師：名古屋国税局長 小原 昇氏



## R2. 1. 22 尾張旭5支部合同税務研修会

尾張旭市商工会館 出席者 13名

「消費税軽減税率制度について」  
 講師：尾張瀬戸税務署法人課税第一部門  
 統括国税調査官 黒田 誠司氏

「健康な生活を送るために」  
 講師：金城学院大学 教授 安藤 純子氏  
 中部学院大学 講師 松田 武美氏



## R2. 2. 7 瀬戸3支部合同企業施設見学会

(幡山西・幡山東・效範東)  
 ハウス食品静岡工場見学 出席者 16名



## R2. 2. 16 效範西支部企業施設見学会

平松食品(佃煮製造会社) 見学 出席者 11名



# 睡眠改善で社員の免疫力高めよう

日刊工業新聞社 岡田 直樹

新型コロナウイルスの影響が長期化しそうだ。業種や企業によっては、在宅勤務やリモートワークが日常化し、健康面の自己管理がより重要になろう。企業はコロナ第二波や新興ウイルスに備えて「睡眠の質」の改善を支援し、社員の免疫力を高めておきたい。

今や日本人の5人に1人は寝付きにくい、眠りが浅い、早朝覚醒などの悩みを抱えているといわれる。在宅勤務では昼夜逆転など睡眠時間に乱れが生じやすい。また在宅勤務から在社勤務への切り替え時に、環境急変によるストレスから不眠症になるケースもある。

社員の「睡眠の質」を改善させる取り組みが、生産性や労働安全のみならず、感染症対策や心の健康の視点からも重要性を増している。先進的な企業では睡眠健康指導士を招いて研修を実施したり、腕時計型の睡眠センサーを導入して社員がスマホで自己管理したりするところもある。

中小企業でもできることがある。住宅リフォーム業のOKUTA（さいたま市）では、社員が就業時間中にオフィスのデスクや社用車で15～20分ほど仮眠をとれる「パワースナップ制度」が定着している。会長の奥田イサム氏が大きな事故にあったのをきっかけに、健康や企業の持続性を大切にする経営へ方針転換。その取り組みの一環として始めた。導入から8年がたち、作業効率の改善や居眠り運転の防止、創造力の発揮など、さまざまな効果が現れているという。

睡眠時間は多くの疾病リスクと密接に関わっている。厚生労働省の調査によると、疲労の蓄積度が「高い」または「非常に高い」と判定される人の割合は、睡眠時間が短くなるにつれて高くなる傾向がみられる。睡眠不足が続き「睡眠負債」が溜まると、肥満や糖尿病、高血圧症、ガンなど生活習慣病の危険因子になるとの研究報告もある。

“睡眠負債”は免疫力を低下させ、感染症

にかかりやすくなることも判明している。カリフォルニア大学の精神医学博士アリック・プレイサー氏の研究論文によると、風邪をひく確率は、睡眠時間が5時間未満の人では4.50倍、5～6時間では4.24倍で、7時間睡眠をとった人より高い確率を示している。

多くの読者はご存じないかもしれないが、9月3日は睡眠健康推進機構（東京都文京区）が定めた秋の「睡眠の日」。「ぐっすり」の語呂合わせになっている。機構では世界睡眠医学協会の「世界睡眠デー」にちなみ、3月18日を春の「睡眠の日」に定め、それぞれ前後1週間を睡眠健康週間とし、睡眠に関する知識の普及や啓発の活動を行っている。

『「寝てない自慢」「食べてない自慢」「忙しい自慢」。日本人が好む職場での自慢話』。かつてツイッターにこんなつぶやきがあり反響を呼んだ。「睡眠の日」が浸透しにくいのは「睡眠の質」とともに「労働の質」を軽視してきたせいもあるのではないか。

「寝てない自慢」に違和感を持たない組織では、創発や効率改善の取り組みは生まれにくい。在宅勤務など社外で働く機会が増えれば、健康面の自己管理ができて着実に成果をあげられる人材がより評価される時代になろう。コロナ禍による経済危機は、ポジティブに捉えれば働き方改革を加速し、人材評価のモノサシを見直す奇貨ともいえる。急激な経営環境の変化にも、しなやかに対応できるよう、組織の「免疫力」も高めておきたい。

## 【筆者紹介】

岡田直樹（おかだ・なおき）

1984年、日刊工業新聞社入社。記者として、金融・電機・情報通信などの産業界、総務省・経済産業省・内閣府などの官庁を担当する。論説委員、論説委員長、日刊工業産業研究所長などを経て、現在、特別論説委員。埼玉県出身。



# 朝、起き抜けに飲むコップ一杯の水の様々な効能

医療ジャーナリスト 大谷 克弥

## 新陳代謝を促し、便秘の解消にも大きな役割を

朝が来て目が覚めたら真っ先にコップ一杯の水を飲みなさい、と父や母からしつけられて育った人は、かなり多いのではないのでしょうか。家訓と言うのは少しオーバーにしても、古くから多くの家庭で、「忘れてはいけないよ」と親から子に脈々と伝わった「健康に生きていくための慣行」だったと思われまます。自分の健康を守ることが、たった一杯の水で済むのですから、素晴らしい先人の知恵だと、つくづく感心します。

人間の体とは不思議なもので、体重の約3分の1は水分が占めていますが、日常的には1日に約2リットルの水分を飲み物や食べ物から体内に取り入れ、ほぼ同量の水分を小水や汗として体外に送り出しています。そして重要なのは、夜になって眠っている時も水分は皮膚から排出を続けていることです。

もうお分かりでしょうが、朝の起き抜けの水は何よりも夜に失った水分の補給であることです。早い話、水分が不足すると便は硬くなり詰まりますから、効能の第一番に便秘の解消が挙げられています。これは子供でも理解できるでしょう。

そして同時に、朝の水は腸の動きを活発にする働きをします。皆さんは「腸の蠕動(ぜんどう)」という言葉をご存じでしょうね。食べ物のカスは、腸が収縮を繰り返すことによって腸内を通過し、肛門から排出されますが、その動きは虫がうごめくのと似ているので、そう呼ばれるようになりました。そこで知って欲しいのは、朝の水は蠕動の活発化を促すことです。朝起きてすぐ、というタイミングが大切なのです。

さらに一日の始まりの朝に飲む水は、体内の新陳代謝も促し、自律神経を整えます。新陳代謝とは古いものが新しいものに交代することですが、人間で言えば細胞が若返ることです。それと朝は精神的に爽やかさをもたらします。子供の頃に馴染んだ「朝だ朝だよ」で始まる「朝だ元気で」の歌は、一杯の水の付加によって、より強固に元気づけてくれるはずですよ。

## 朝だけでなく、寝る前にコップ一杯の水を激奨する説も

朝の水は一般庶民の日常生活の中から生まれ、伝承されてきた健康の知恵と言えますが、「怖い病気を防ぐために是非とも就寝前にもコップ一杯の水を飲むように」と、予防医学の立場から力説している医師がいます。寄生虫の研究者として世界で知らない人はいないと言われる免疫学者の藤田

紘一郎・東京医科歯科大名誉教授です。なぜ寝る前にも必要かと言うと、人間は睡眠中に大量の汗をかいて水分を失い、明け方に致死率の高い脳梗塞、心筋梗塞を発症するケースが非常に多いからです。

先生によると、人間が就寝中に失う水分は、皮膚からの汗のほか呼吸による水分の放出も加えると、一晩で約500ミリリットル、多い時は1リットルにも及びます。これだけ減れば朝までに体はカラカラ、血液はドロドロになり、ドロドロ血が脳で詰まれば脳梗塞、心臓で詰まれば心筋梗塞を引き起こします。

しかし、血液のドロドロ化が明け方の何時ごろ起きるかは分かっていません。ですから夜中のいつでもいいように、就寝前に予防の水が必要なのです。そこで先生は「寝る前の一杯の水は宝水、目覚めの水は生命の源」と、極めて分かりやすいフレーズで、水分の補給は夜と朝に欠かせないと説きます。

これに対し、主旨は理解できても夜中にトイレで起きるのは辛いから寝る前の水は勘弁して、という人が多くいます。それに対し先生は「脳梗塞や心筋梗塞になって死んだり寝たきりになったりすることに比べると、トイレに起きるくらいは何ですか」と反論します。「宝水」とは生をつなぐ水のこと。生きるかトイレか、これは個々の判断に任せるしかありません。

さて飲み水と言えば昔は井戸水で一本化していましたが、現在は水道水を別格にミネラルウォーター、天然水、海洋深層水など市販品も多く出回っています。また同じ地下水でもWHO(世界保健機関)の規定でカルシウムやマグネシウムの含有量の多いものは硬水、少ないものは軟水と分けられます。日本の水はほんの一部を除いて、飲みやすいと言われる軟水で、水道水も同じです。ただ水道水はカルキ臭いと苦手な人は、前日に沸騰させて白湯にして、常温で飲んでいるようです。硬水は少なく、北欧産の天然水がそう思っています。朝の水は体を引き締めたいからか、冬でも冷水が好まれています。夜の水は、アルカリ性の軟水、常温が先生のお勧めです。

## 【筆者紹介】

大谷克弥 (おおたに・かつや)

医療ジャーナリスト。東北福祉大学講師。日本医学ジャーナリスト協会会員。読売新聞社出身、在職中に長期連載「医療ルネサンス」を創設。現在はフリーで、著作、講演活動などに従事。

# にじの丘学園



## にじの丘学園

瀬戸市立にじの丘小学校とにじの丘中学校の小中一貫校。本年（令和2年）4月開校。  
瀬戸市中山町1-57

教育環境の向上と児童生徒数の減少による課題解決のため瀬戸市内7校（道泉小学校、深川小学校、古瀬戸小学校、東明小学校、祖母懐小学校及び本山中学校、祖東中学校）を統合して「にじの丘学園」を開校した。学園内では1年生から9年生に分けて9年間の一貫教育を行う。





## 時の流れ

女性部会部会長  
（有）ジュエリーおおの

大野 定子

令和として初めてのお正月を迎えての年、公益社団法人瀬戸旭法人会・女性部会・部会長を拝しました大野でございます。県内でも伝統ある瀬戸旭法人会女性部会は、前部会長の元で創立五十周年を迎え、本年五十二周年目で十一代目の女性部会長を務めさせていただきます。

昨年からは新たに「税に関する絵はがきコンクール」事業を開始し、六十周年へ向けて活動を行なっております。

昨今の日本における新型コロナウイルス感染症の流行により、様々な事業が自粛を余儀なくされ、女性部会の総会も開催することができず、はや半年が過ぎようとしております。

私は名古屋から尾張旭市に移り住んで約五十年になり、主人は瀬戸・古瀬戸生まれです。振り返ると昭和四十六年のオイルショックから、バブル崩壊、リーマンショック、そして新型コロナウイルス感染拡大、東京2020オリンピック延期など日本中、世界中の人々が経済的にも精神的にも困難に直面する大変な時代となりました。しかしながら、何があるうがどんな宿命の試練にさらされようが時が解決してくれると信じてやみません。

六月十日は、時の記念日です。時の記念日とは、日本の記念日の一つであり、日本で初めて時計装置が使われた日を記念して制定されました。「時は金なり」の名言で知られるアメリカ建国の父ベンジャミンフランクリン。彼はこんな言葉を残しています。「人間の幸福というものは、時たま起こるすばらしい幸運よりも、日々につけて来る些細な便宜から生まれるものである」。

当社は宝石・時計の小売業です。昨年まで二十年続けていた時の

記念日に、腕時計の電池交換を地域の皆さんに喜んでいただける価格にて一日限りであります。御提供させていただいております。例年ですと数百人のお客様が来店されます。しかし、今年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりお客様の安全と従業員の安全確保のため止むなく中止とさせていただきます。

しかしながら毎年開催し続けてきたことから中止したのにも関わらず、楽しみに来店されるお客様、電話で問い合わせをいただくお客様がみえるなど、続けてきたことが無意味ではなかったと感動すら覚えました。

コロナ禍を機に新しい生活様式に変化しておりますが、どんな小さな事でも自分から一歩踏み出す勇氣が必要です。一歩歩けば一歩分、三歩なら三分、歩いた分だけ新しい景色が広がります。目標に向かって歩き続ける人には絶対に栄光のゴールが待っていると信じて、日々前進して参ります。

この二年間、皆様のご指導をいただき楽しい有意義な会であるように努めさせていただきます。

皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

### 野に咲く花のように

作詞 杉山政美 作曲 小林重聖

①野に咲く花のように 風に吹かれて

野に咲く花のように 人をさわやかにして

\*そんな風に 僕たちも

生きていたら すばらしい

時には暗い人生も トンネルぬければ夏の海

そんな時こそ 野の花の

けなげな心を しのいで

②野に咲く花のように 雨に打たれて

野に咲く花のように 人を和やかにして

\*そんな風に 僕たちも

生きて行けたら すばらしい

時にはつらい 人生も

雨のちくもりて また晴れる

そんな時こそ 野の花の

けなげな心を 知るので

③ルルル

\*くりかえす

(私の好きな詩)

# ざる 猿のミイラ

— 瀬戸市駒前町 —

むかし、天保のころ（江戸末期 1830年～1844年）瀬戸本地村に、菱野から名古屋に通じる松並木の街道がありました。ときどき松並木の上や、街道筋で猿が遊んでいるのを見かけたそうです。その付近に壺井左内というお医者さまがいました。

酒好きで知られる左内は、毎日のように居酒屋や家で酒を飲み赤い顔をしてよろよるとして街道を歩いておりました。「左内先生が、猿から酒をもらったそう。」と、村人たちがうわさをしていました。どうして猿から酒をもらったのかわかりません。



そんなある夜ふけ、左内の表戸を軽くたたくものがありました。出てみると、猿が立っていて、いろいろ身ぶり手ぶりをします。どうも腹痛のようなので薬草を飲ませて帰しました。

数日後の夜ふけ、すっかり元気になった猿の夫婦が、お礼に一升どっくに自分で作った「ざる酒」をつめて持ってきたのでした。

その後も、たびたび左内をたずねては治療してもらい、酒をお礼に持ってきましたが、この夫婦の猿もしばらくして姿が見えなくなり、人々の記憶から消えていました。

しかし、それからずっと後になって、（昭和

30年ごろ）、本地村のお百しょうさんたちは、田植えを終わり、田の雑草を抜くまでのあいまを利用して、宝生寺本堂の屋根のふきかえを行ないました。

住職や檀家の話し合いで、かやぶきの屋根を瓦にかえることになりました。

檀家そう出で草屋根をめくっていくと屋根裏と天じょうの間に、ほこりや

わらにまじって何か  
がひそんでいるよう  
でした。近寄ってみ  
ると、二匹の猿が  
だき合うようにす  
わっており、ミイラ  
化していました。こ  
の寺の本尊は、釈迦  
如来でしたが、庚申  
像もまつってありま  
した。猿のミイラは、  
この庚申像の天じょ  
うあたりで発見され  
たので、村人たちの  
おどろきは、一そう大きかったのです。



猿は庚申のお使いのものといわれ、宝生寺  
の庚申像のひざもとには、「見ざる 言わざる  
聞かざる」の三匹の猿の像がおかれていた  
のです。

檀家のお年寄りの間に、天保年間てんぽうの左内医  
者と猿の話の思い出すものがいて、  
「あの時の猿にちがいない。あの時の猿は庚申  
さまのお使いだったのだ。」

と、おどろき、思わず手をあわせる村人もい  
ました。

発見のようすから、一匹が庚申像をまつつ  
た本堂の屋根裏で死に、残った一匹はその  
死体をだいたまま何も食べずに命をたったも  
のと思われます。一匹はミイラ化した姿で、  
もう一匹はやや腐敗ふはいした形で見つかったか  
らです。

人々は二つのミイラから、猿は愛情がこま  
やかで、かえって、賢いかしこはずの人間の方が見  
習わなくてはと話し合っあって、おおいに反省はんせい  
したとのことでした。



本地の宝生寺境内



宝生寺の天井裏から見つかった  
という猿のミイラ

## 会員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症は、収束の兆しが見えず企業の事業活動にあたり、長期にわたって多大な影響を及ぼすものと考えられます。

法人会では、会員企業の事業の継続にあたり、国税庁を含む各省庁、県、市、その他により行われる各種支援策についてご紹介し、会員企業が困難な状況を乗り越えていただきたいと考え、今回の会報に掲載させていただきました。

項番	支援策	概略	ページ	問合せ先
1	国税関係	別紙	22~27	税務署
2	県税関係	別紙	28	県税事務所
3	市税関係	別紙	29	市役所
4	持続化給付金	別紙	21	持続化給付金コールセンター Tel 0120-115-570
5	家賃支援給付金	テナント事業者への家賃支援	—	家賃支援給付金コールセンター Tel 0120-653-930
6	モノづくり・商業・サービス補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サプライチェーンの毀損への対応</li> <li>・非対面型ビジネスモデルへの転換</li> <li>・テレワーク環境の整備等支援</li> </ul>	—	モノづくり補助金事務局 Tel 050-8880-4053
7	持続化補助		—	商工会議所・商工会
8	IT導入補助		—	サービスデザイン推進協議会 Tel 0570-666-424
9	雇用調整助成金の特例措置	別紙	21	
10	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金	別紙	21	休業支援金・給付金コールセンター Tel 0120-221-276
11	小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援	有給の休暇を取得させた場合の支援	—	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター Tel 0120-60-3999
12	厚生年金保険料等の猶予制度	左記の通り	—	年金事務所
13	国民健康保険等の徴収猶予	左記の通り	—	市役所
14	電気・ガス料金の支払い猶予	左記の通り	—	契約した電気ガス事業者
15	セーフティネット保証4号	前年同月より売上が20%以上減、かつその後2か月も同様の状況が続く。	—	信用保証協会
16	セーフティネット保証5号	原則全業種・売上が前年同月比5%以上減少	—	信用保証協会
16	商工中金による危機対応融資	危機対応融資による資金繰り支援	—	商工中金
17	新型コロナウイルス感染症特別貸付	一時的に業況が悪化している事業者	—	日本公庫
18	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	飲食業、理容、食肉販売等の18業種が対象	—	日本公庫
19	セーフティネット貸付の要件緩和	経営基盤の強化を支援	—	日本公庫
20	特別利子補給制度（実質無利子）	新型コロナウイルス感染症特別貸付等により借り入れを行った事業者で売上が急減した事業者	—	(独)中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症利子補給制度事務局 Tel 0570-060515
21	民間金融機関における実質無利子・無担保融資	県等による制度融資を活用して	—	中小企業金融相談窓口 Tel 0570-783183
22	小規模企業共済制度の特例（事業資金無利子貸付）	小規模企業共済契約者向け	—	(独)中小企業基盤整備機構共済相談室 Tel 050-5541-7171

(注) 経済産業省のホームページに掲載されている「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」を参考として一部を掲載、すべてを網羅しているものではありません。

## 持続化給付金

この制度は、感染症拡大により特に大きな影響を受ける事業者に対して、**事業全般に広く利用できる最大200万円の給付金を支給するものです。**

### 支給対象

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している場合に利用でき、資本金10億円以上の大企業を除く中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者が対象となります。

### 給付額

**法人200万円 / 個人事業主100万円** ※昨年1年間の売上からの減少分が上限

#### 【売上減少分の計算方法】

**前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）**

※「前年同月比▲50%月」は、**令和2年1月～12月のうち**、令和元年の同月比で売上が50%以上減少したひと月について、事業者が選択します。

### 申請方法

原則、申請はWeb上で行います（持続化給付金HPより申請）。

通常、2週間程度で給付通知書が発送され、登録した口座に入金される予定です。

**問合せ先 持続化給付金事業コールセンター TEL：0120-115-570**

## 雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用する労働者を一時的に休業させるなどして雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部が助成されるものです。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、助成内容等が大幅に拡充されるとともに、申請手続きの簡素化や受給要件の緩和が行われています。

### 拡充後の主な制度内容

出典：厚生労働省

通常	特例措置（4月1日から9月30日まで）
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主【全業種】
生産指標用件：3か月10%以上低下	生産指標用件を緩和：1か月5%以上低下
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象
助成率：2/3（中小） 1/2（大企業）	助成率：4/5（中小） 2/3（大企業） 解雇等を行わない場合：10/10（中小） 3/4（大企業）
助成額の上限は8,330円	助成額の上限は <b>15,000円</b>
計画届は事前提出	計画届の提出 撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件 撤廃
支給限度日数1年100日、3年150日	同左＋上記対象期間（別枠扱い）
事業所に勤める全労働者が一斉に休業する必要あり	業績の落ち込んだ一部門のみの短時間休業や、常時配置が必要な労働者以外の労働者の短時間休業、なども可能に

**問合せ先 最寄りの都道府県労働局またはハローワーク**

## 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

この制度は、新型コロナウイルス感染症により事業主が休業させ、休業期間中の賃金の支払いを受けられなかった中小企業の労働者に対し、労働者の申請により休業支援金が支給されるものです。

**給付額：休業前賃金の80% 月額最大33万円**

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

## 納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○ 現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思を有する。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
- ・ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書の提出がある。

(注) 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○ 現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年 8.9%→軽減後 年 1.6%※）。

※ 令和2年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

**収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります**

納税の猶予に『**特例（特例猶予）**』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

無担保

### 特例猶予の要件

○ 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納税することが困難であること。

(注) 収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含まれますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

○ 納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です（注）。

(注) やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署（徴収担当）にご事情をお申し出ください。

○ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。

納税の猶予の特例 新型コロナ税法第3条





**まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください**

➤ 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」（フリーダイヤル等）をご利用ください。

【受付時間】 8 : 30～17 : 00（土日祝除く。）

電話番号はこちら



【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。  
[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan/callcenter/index.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm)

**猶 予 の 申 請 方 法**

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又は e-Tax をご利用ください。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター（フリーダイヤル等）にお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

**ご注意いただきたいこと**

- 特例猶予は、納期限までに申請が必要です。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行の猶予が受けられる場合があります（現行の猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。）。

**税 務 署 に お い て 所 定 の 審 査 を 迅 速 に 行 い ま す**

**猶予が認められると・・・**

- 税務署から、猶予税額や該当条項などを記載した猶予許可通知書が送付されます。
- 猶予期間中に猶予中の国税に関する納税証明書（その1）を取得した場合は、「備考」欄に猶予中である旨が記載されます。

**その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください**

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

- 【ケース1】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- 【ケース2】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条



国税の猶予の詳細はこちら

**国税猶予 検 索**



※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。  
 地方税については総務省のホームページを、  
 社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。  
 総務省：[https://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000399.html](https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html)  
 厚生労働省：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10925.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html)

お知らせ

税務署へ提出する申告書や届出書などには

# マイナンバーの記載が必要です！

税務署へ申告書などを提出する際は、“毎回”

マイナンバーの記載

+

本人確認書類の  
提示又は写しの添付

が必要です。



※ e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

## 本人確認書類 (番号確認書類+身元確認書類)

- マイナンバーカードをお持ちの方は  
**番号確認と身元確認が1枚**でできます。
- マイナンバーカードをお持ちでない方は



### 番号確認書類

- 通知カード<sup>※1</sup>
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書  
(マイナンバーの記載があるものに限り。)  
などのうちいずれか1つ<sup>※2</sup>

+

### 身元確認書類

- 運転免許証
  - 公的医療保険の被保険者証
  - パスポート
- などのうちいずれか1つ

※1 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。  
 ※2 平成30年1月以降、一部の手続について、番号確認書類の提示又は写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

## もっと便利に！マイナンバーカード

令和3年3月からは、健康保険証としても利用できるようになる予定です。

マイナンバーカードでできることが増え続けています！

### ○ オンラインで申告

『マイナポータル』や『e-Tax』  
を活用して、自宅などから  
申告ができます。  
(次頁参照)



### ○ 身分証明書として

運転免許証などと同様、公的  
身分証明書として使用できます。



### ○ マイナポイントがもらえる

(令和2年9月～令和3年3月)  
選択したキャッシュレス決済サービスで  
2万円のチャージまたは買い物をする  
と上限5,000円分のマイナポイントが  
もらえます。

マイナンバーカードはスマホ・パソコン・郵便などで  
申請でき、無料で取得できます。

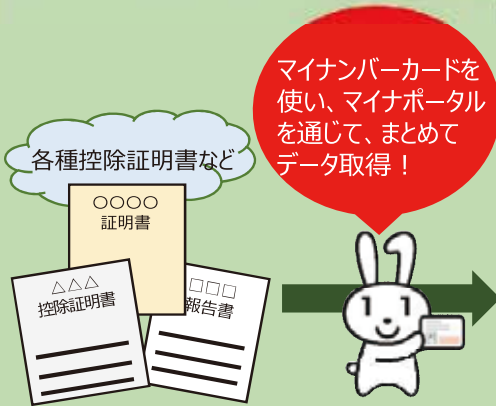


スマホによる  
申請は  
こちらから！



# マイナンバーカードで申告を簡単・便利に！

～マイナポータルを活用した情報連携～

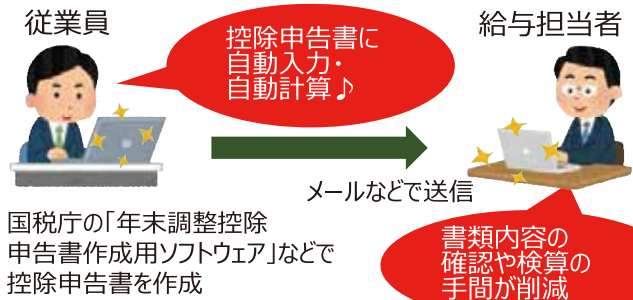


※ご利用には、控除証明書などの発行主体がマイナポータル連携に対応している必要があります。

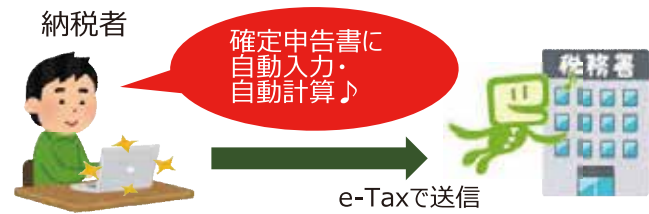
マイナポータルを活用した申告について、詳しくはこちらから！



## 年末調整 (令和2年10月からスタート)



## 確定申告 (令和3年1月からスタート)



## ～e-Taxのメリット～

スマホでもっと便利に

確定申告書等作成コーナーでスマホ申告できる方の対象範囲を広げました。今後も便利な機能を追加する予定です。

メリット

いつでも

確定申告期間中は24時間（その他の期間は平日24時間）、オンラインで申告書の提出ができます。

本人確認書類の提出が不要

e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示または写しの添付が不要です。

### e-Taxで申告するには？

- 1 マイナンバーカードを取得
- 2 マイナンバーカード対応のスマートフォン又はICカードリーダを用意
- 3 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へ



取得には1か月程度かかるよ。早めの申請がおすすめ！

マイナンバーカード対応のスマホ一覧はこちらから！



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

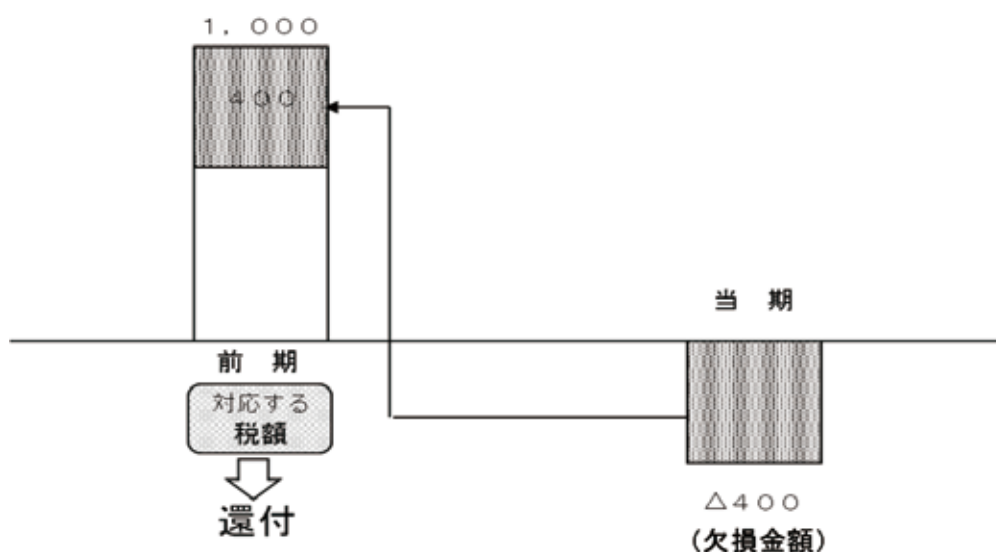
## 欠損金の繰戻し還付制度を利用できる 法人の範囲が拡大されました

- これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人も利用可能**となりました

### 青色欠損金の繰戻し還付制度とは

- 青色申告書を提出する法人に、確定申告書を提出する事業年度に生じた欠損金額がある場合には、その事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度に欠損金額を繰り戻して法人税の還付を受けられる制度です

#### <イメージ図>



## 新型コロナ税特法による欠損金の繰戻しによる還付の特例

- **資本金の額が1億円超 10億円以下の法人**について青色欠損金の繰戻し還付を受けることが可能となります
- **令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度**に生じた欠損金額について適用されます
- ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます

## 還付請求の手続

- 還付請求を行う場合は欠損金額の生じた事業年度の**確定申告書の申告期限までに還付請求書を提出**してください
- なお、新型コロナ税特法により本制度の対象となる法人が、令和2年7月1日前に確定申告書を提出している場合の請求期限は、令和2年7月31日となります
- 新型コロナウイルス感染症の影響で**期限までに申告や還付請求の手続が難しい方につきましては、その期限を個別に延長することが可能**です

- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。
- 還付請求書の様式など、手続の詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。

（ホーム > 税の情報・手続・用紙 > 申告手続・用紙 > 申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式） > 税務手続の案内（税目別一覧） > 法人税 > [手続名] 欠損金の繰戻しによる還付の請求）

国税庁

検索

手続の詳細は右のQRコードにアクセス



[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/1554\\_38.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/1554_38.htm)

## 【法人県民税・法人事業税】 新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに申告等を行うことが困難な場合の手続きについて

法人県民税及び法人事業税の災害による申告期限等の延長の手続きに関して、新型コロナウイルス感染症の影響により、その期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、次のとおり取り扱います。

### 1 申請方法

**期限延長申請書**を**管轄県税事務所**にご提出ください。

(提出期限は延長申請理由のやんだ後相当の期間(1か月程度)経過後となります。)

また申告書を作成・提出することが可能となった時点で、法人税と同様に次の方法(※)により申告書の提出と同時に、申請いただくこともできます。

※ (1) 又は (2) により申告書を提出した場合、期限延長申請書の提出が申告と同時にあったものとみなして取り扱います。

#### (1) 申告書を書面で提出する場合(窓口・郵送)

申告書の右上の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載して申告書を提出する。

#### (2) 申告書をeLTAXで提出する場合(電子申告)

申告書の法人名欄の、法人名称の前に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力の上、申告を行う。(法人名欄に法人名称が全て入力できない場合は、所在地欄等の法人名欄以外の項目に入力する。)

### 2 延長の対象となる法人(申告・納付ができないやむを得ない理由に該当するケース)

次のような方々がいることにより、法人の通常の業務体制が維持できないこと、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていること等により、決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケースなどが該当します。

- ・法人の従業員や役員、関与税理士等に新型コロナウイルス感染症に感染した方がいること
- ・体調不良により外出を控えている方がいること
- ・平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの方がいること
- ・感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいること
- ・感染拡大防止のため外出を控えている方がいること

また以上のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて申告・納付期限までに申告・納付が困難な場合には、個別に申告・納付期限の延長が認められます。**延長については、法人税に準じて取り扱いますので、税務署への延長申請と同様に判断してください。**

### 3 注意事項

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、法人税の期限内申告が困難となり、国税通則法に基づき同税の申告期限の延長をしている場合であっても、法人県民税・法人事業税に係る申告期限は、県税事務所に申請をいただかない限り、延長されません。
- ・他の都道府県や市町村に事務所等を有する場合は、各自治体の規定によりそれぞれ申請が必要になります。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による申告期限の延長を行う法人で、延長期間内に納税証明書を請求される場合は、期限延長申請書の提出が必要になります。

### 4 その他

本来の申告納付期限経過後において、申告をお願いする文書等が送付される場合がありますので、ご了承ください。

問い合わせ先 東尾張県税事務所 課税第一課 県民税・事業税第一グループ  
〒486-8515 春日井市鳥居松町3丁目65番地 TEL: 0568-81-3197

## 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

○新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置に起因して厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対する税制上の措置についてご案内します。

### 固定資産税等の軽減

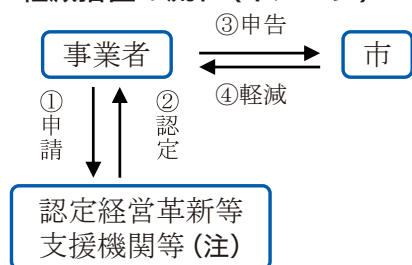
#### 1 固定資産税・都市計画税の減免

令和3年度分の1年分に限り、中小企業・小規模事業者（個人事業者も含みます）の保有する建物や設備等の固定資産税・都市計画税を、事業収入の減少幅に応じゼロ又は二分の1とします。  
**※賃料を割り引いたり、支払いの延期に応じた結果、事業収入が減少した中小事業者も対象です。**

＜減免対象＞

- ・事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税
- ・事業用家屋に対する都市計画税

＜軽減措置の流れ(イメージ)＞



令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の収入の対前年同期比減少率	減免率
50%以上減少	全額
30%以上50%未満	二分の1

(注) 税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など）

#### 2 固定資産税の特例の拡充・延長

現在、中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が減免されますが、今般、本特例の適用対象に事業用家屋と構築物（看板（広告塔）や受変電設備など）を追加するとともに、令和3年3月末までとなっている適用期限を2年間延長します。

<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>国</b> (導入促進指針の策定)         </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>協議</span> <span style="font-size: 2em; color: blue;">↑ ↓</span> <span>同意</span> </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>市町村</b> (導入促進基本計画の策定)         </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>申請</span> <span style="font-size: 2em; color: blue;">↑ ↓</span> <span>認定</span> </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <b>中小企業</b> (先端設備等導入計画の策定)         </div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">対象設備</td> <td>           機械装置・器具备品などの償却資産            ※旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの  <hr style="border: 2px solid red;"/> <b style="color: red;">事業用家屋と構築物を対象追加</b>            ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの            ・構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの            ※既に「先端設備等導入計画」の申請をしている方は、計画を変更し、事業用家屋と構築物の導入について同計画中に位置付ける必要があります。         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">特例措置</td> <td>           固定資産税（通常、評価額の1.4%）について、投資後3年間、ゼロに軽減         </td> </tr> </table>	対象設備	機械装置・器具备品などの償却資産 ※旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの <hr style="border: 2px solid red;"/> <b style="color: red;">事業用家屋と構築物を対象追加</b> ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの ※既に「先端設備等導入計画」の申請をしている方は、計画を変更し、事業用家屋と構築物の導入について同計画中に位置付ける必要があります。	特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%）について、投資後3年間、ゼロに軽減
対象設備	機械装置・器具备品などの償却資産 ※旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの <hr style="border: 2px solid red;"/> <b style="color: red;">事業用家屋と構築物を対象追加</b> ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの ※既に「先端設備等導入計画」の申請をしている方は、計画を変更し、事業用家屋と構築物の導入について同計画中に位置付ける必要があります。				
特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%）について、投資後3年間、ゼロに軽減				

※1, 2とも詳細は中小企業庁のホームページでご確認ください。

# 尾張瀬戸税務署幹部の皆さん(敬称略)

【令和2年7月10日現在】



署長  
仲里 康徳(新任)



総務課長  
伊藤 政宏



法人課税第一部門統括官  
黒田 誠司



法人課税第二部門統括官  
太田 智代美



管理運営第一部門統括官  
小澤 泰弘(新任)



管理運営第二部門統括官  
梅村 真弓



徴収部門統括官  
青木 康(新任)



個人課税第一部門統括官  
渡邊 亮吾



個人課税第二部門統括官  
木村 高逸(新任)



資産課税部門統括官  
小塚 卓己



法人課税第一部門上席調査官(総括)  
柳田 明浩

## 尾張瀬戸税務署 幹部定期人事異動

### ●転入(異動)された皆さん

【7月10日付 敬称略】

新官職	氏名	前官職
署長	仲里 康徳	財務省大臣官房付(在アルゼンチン日本大使館 二等書記官)
管理運営第一部門 統括官	小澤 泰弘	桑名税務署 管理運営第一部門 統括官
徴収部門 統括官	青木 康	国税局 徴収部 機動課 主査
個人課税第二部門 統括官	木村 高逸	一宮税務署 個人課税第二部門 統括官

### ●転出(異動)された皆さん

前官職	氏名	新官職
署長	足立 直行	名古屋派遣次席国税庁監察官
管理運営第一部門 統括官	水谷 克	多治見税務署 管理運営第一部門 統括官
徴収部門 統括官	永田 進	富士税務署 特別国税徴収官
個人課税第二部門 統括官	伊藤貴久美	税務大学校 名古屋研修所 教育官



新型コロナウイルス感染症の影響で

## 期限までに申告・納付が難しい方は 簡易な手続で期限延長が可能です (法人・個人の全ての方が対象)

### Q 申告・納付の期限が延長できるの？

- 新型コロナウイルスの影響で、期限までに申告・納付等ができないやむを得ない理由がある場合、**柔軟に確定申告書を受け付けること**としています。

### Q やむを得ない理由とは？

- 納税者や関与税理士が新型コロナウイルスに感染したケースに限らず、感染拡大防止の取組により外出自粛を行っているケースなどもやむを得ない理由に該当します。

### Q いつまでに申請すればいいの？

- 申告・納付期限の前だけでなく、その**期限を過ぎた後でも申請を行うことが可能**です。

### Q 申請の手続は？

- 申請する場合、必ずしも**申請書等を提出する必要はなく**、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記するか、e-Tax をご利用の方は所定の欄にその旨を入力していただくなど**簡易な手続で申請**できます。
- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。

令和2年4月

 **国税庁**  
法人番号 7000012050002

新型コロナ関連の  
期限の個別延長に  
ついてはこちら



## 新会員の紹介

令和2年1月1日～令和2年7月31日

(支部別五十音順)

支部名	法人名	代表者名	職種
旭西	K homes(株)	遠山敬也	建築
旭西	(株)ナンバホーム	難波孝憲	建設業
旭西	樋口建設	樋口雄哉	建設業
旭東	川江電設	川江学	電気工事
陶原	個人	山田隆典	建設業
幡山西	(株)Start Today Staff 東海	宮本和則	人材派遣業
幡山東	(株)昌盛産業	王浩銘	建設業
その他	(資)タカハシフーズ	高橋洋介	お弁当製造・販売
その他	本村工業	本村裕樹	建設業

### 会員募集

様々な業種の経営者と知り合い、自分とは違う分野で活躍される方との交流は、新たな事業展開のヒントをつかむチャンスです。瀬戸旭法人会では会員を募集しています。会員の方で知り合いの法人で法人会への加入を紹介していただける方、また会報誌をご覧になって興味を持たれた法人の方はお気軽に事務局へご連絡ください。

法人会では次のような事業を行っています。

- ・研修事業＝税法、教養、著名人による経済等の講演
- ・地域社会貢献事業＝手縫い雑巾の市等への寄贈、

新小学一年生へ「れんらく帳」の寄贈、地元コミュニティラジオ局を活用し、「学校大好き」で生徒・児童の魅力を紹介。

- ・福利厚生事業＝団体加入による優遇制度を利用した大型保障保険等の各種保険の提供、大型テーマパークの利用割引券
- ・交流事業＝各部会（青年部、女性部、税法研究、陶商、建設業、調査部）、支部
- ・情報発信＝税法改正の要望・提言、会報誌配布、税務参考資料の配布

《公益社団法人瀬戸旭法人会

TEL 0561-84-1161 FAX 0561-84-1325》

### 組織委員会から一言

組織委員長 加藤 陽太郎

新型コロナ猛威が全世界で拡大を続けており、いまだ収束の見込みがありません。いずれの収束を期待しますが、「コロナ前の日常に戻ることはない！」との定説は誰もが共有する意見ではないでしょうか。リモートワークをはじめ「働き方改革」は加速し、「新しい生活様式」下で消費者ニーズは変容し、多くの既存商品・サービスは淘汰される一方で、新しいニーズに対応できた企業が生き残り、躍進する。我々中小企業経営者が正しい経営判断をするための情報収集やデータ分析

の重要性は増すばかりですが、メディアやネットから得る一般論ではその活用に限界があり、今こそ必要なのがより現実的な「リアル情報」ではないでしょうか。

異業種交流から税制だけでなく様々なリアル情報を収集できる法人会。新しい経営環境下において、その入会メリットは高まっています。ぜひ会員増強活動に協力いただけますよう、引き続きよろしく願いいたします。

### ◆ 事務局だよ！ ◆

会員の皆様にお願いがございます。会社の住所・資本金・代表者の変更がありました時は、速やかに事務局までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

### 編集後記

マスク着用やリモートワークなど、withコロナという新しい生活様式から、もはや避けて通れない状況になってしまっています。法人会に限ったことではありませんが、各種NPO団体においてもその活動方法を見直す時だと考えられるかもしれません。このような状況下、我々広報委員会は、この度は懇親会も取りやめとし、全力で(?)原稿の校正にあたりました。(A.M)

令和2年8月20日  
公益社団法人 瀬戸旭法人会  
広報委員会  
瀬戸市見付町38番地の2  
TEL 0561-84-1161  
FAX 0561-84-1325  
<http://www.setoasahi-houjinkai.org/>

# かけがえのない 物語を支えたい。

社員全員が家族や友人の如く、力をあわせて働く小さな会社。  
実は、日本の会社の99%はそのような中小企業です。  
その小さな会社だからこそ生まれる情熱、信頼、希望、喜び、誇り...  
つまり、いくつものかけがえのない物語。  
大同生命は経営者向け保険のパイオニアとして、  
これまで、これからも、中小企業の経営者、  
事業承継も、万が一のときの存続も、支えたいと思います。  
現在、ご契約いただいている企業数は約37万社。  
この数は大同生命への信頼の証であり、責任の重さでもあります。  
約37万の会社に、より大きな安心をお届けするために、  
私たちは挑戦を続けます。



37万社の中小企業を支える責任。

**DAIDO** 大同生命

# 税を味方に、 強い経営を。



企業を支える80万社の経営者ネットワーク

 法人会

詳しくはWEBへ [法人会](#) 🔍

「税を考える週間」 11月11日～11月17日